



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年8月1日金曜日 第632号

◇ 目 次 ◇ 規 則

○ 麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則……………（業務衛生課）… 593

告 示

- 要措置区域の指定……………（環境・ゼロカーボン推進課）… 594
- 形質変更時要届出区域の指定……………（ ）… 594
- 医療機関の指定……………（保健福祉課）… 594
- 施術機関の指定……………（ ）… 594
- 指定医療機関の変更……………（ ）… 594
- 指定医療機関の廃止の届出……………（ ）… 594
- 医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定……………（ ）… 595
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出……………（ ）… 595
- 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出……………（ ）… 595
- 指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出……………（ ）… 595
- 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（3件）……………（農地整備課）… 595
- 道路の区域変更（県道金子中萩停車場線）……………（東予地方局管理課）… 596
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 596
- 開発行為に関する工事の完了……………（中予地方局建築指導課）… 596
- 指定道路の指定……………（ ）… 597
- 道路の区域変更（一般国道378号外）……………（南予地方局西予土木事務所）… 597
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 597

公 告

○ 医療情報システムの借入れ……………（障がい福祉課）… 597

正 誤

○ 令和7年7月11日付け第626号愛媛県告示第680号（土地改良区役員の就退任の届出）中……………（南予地方局農村整備課）… 598

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第32号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村時広

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和40年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第4号（第2条関係） 麻薬年間受払届</p> <p>麻薬年間受払届 （ 年）</p> <p>省略</p> <p>麻薬業務所の 所在地及び名称</p> <p>省略</p>	<p>様式第4号（第2条関係） 麻薬年間受払届</p> <p>年麻薬年間受払届</p> <p>省略</p> <p>麻薬業務所所在地 及び名称</p> <p>省略</p>

品名	単位	前年10月	受入数量	払出数量	本年9月	省略
		1日現在の在庫数量			30日現在の在庫数量	

品名	前年10月			受入			払出			本年9月			省略
	1日在庫									30日在庫			
	単位	個数	総数量	単位	個数	総数量	単位	個数	総数量	単位	個数	総数量	

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

○愛媛県告示第738号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、次のとおり要措置区域を指定する。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

西条市今在家1067番1の一部、1067番2の一部、1070番1の一部、1071番1の一部、1071番3の一部及び1075番1の一部（次の図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 要措置区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課及び愛媛県西条保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第739号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域を指定する。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

西条市今在家1068番1の一部、1068番3の一部、1069番1の一部、1069番2の一部、1070番1の一部及び1071番1の一部（次の図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課及び愛媛県西条保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第740号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療

機関を次のように指定した。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
あすなろ薬局今治本店	今治市米屋町3丁目2-10	令和7年6月1日

○愛媛県告示第741号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の氏名	施術機関の住所	指定年月日
丸山颯人	今治市古国分1丁目5-62番地10-1号	令和7年4月24日

○愛媛県告示第742号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
ひらやま内科・呼吸器内科クリニック	(変更後) 八幡浜市松谷三丁目1024番地1	令和7年5月3日
	(変更前) 八幡浜市1024番地1	
よりみつ眼科	(変更後) 八幡浜市矢野町一丁目12-27番地3	令和7年5月3日
	(変更前) 八幡浜市1227番地3	

○愛媛県告示第743号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日	鈴木齒科医院	越智郡上島町弓削下弓削227	令和7年4月23日
堀川外科胃腸科医院	喜多郡内子町内子1617番地	令和7年3月31日	善家脳神経クリニック	宇和島市堀端町2番39号	令和7年5月31日

○愛媛県告示第744号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社カインドハウス	今治市南島生町二丁目3番43号	訪問看護カインドハウス	今治市南島生町二丁目3番43号	令和7年4月24日

○愛媛県告示第745号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人補天会	今治市米屋町三丁目1番地15	医療法人補天会光生病院	今治市室屋町三丁目2番地10	令和7年3月31日

○愛媛県告示第746号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業者）から居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人補天会	今治市米屋町三丁目1番地15	医療法人補天会光生病院	今治市室屋町三丁目2番地10	令和7年3月31日

○愛媛県告示第747号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人補天会	今治市米屋町三丁目1番地15	医療法人補天会光生病院	今治市室屋町三丁目2番地10	令和7年3月31日

○愛媛県告示第748号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、四国中央市川之江町、金生町下分、金生町山田井、上分町、妻鳥町、金田町三角寺、金田町金川、金田町半田、川滝町下山、川滝町領家、柴生町、下川町地域に係る県営土地改良事業計画を定めた

ので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・川之江地区）
 計画書の写し
 2 縦覧期間
 令和7年8月4日から9月1日まで
 3 縦覧場所
 四国中央市役所川之江庁舎及び愛媛県ホームページ

○愛媛県告示第749号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西条市北条地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・北条地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間

令和7年8月4日から9月1日まで
 3 縦覧場所
 西条市役所本庁及び愛媛県ホームページ

○愛媛県告示第750号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西条市壬生川、大新田地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・壬生川地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
 令和7年8月4日から9月1日まで
- 3 縦覧場所
 西条市役所本庁及び愛媛県ホームページ

○愛媛県告示第751号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	金子中萩停車場線	新居浜市星越町乙1871番2から 同市星越町乙1873番9まで	旧	メートル 5.0～ 5.9	キロメートル 0.029	
		新居浜市星越町乙1871番2から 同市星越町乙1873番9まで	新	6.4～ 8.0	0.029	

○愛媛県告示第752号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	金子中萩停車場線	新居浜市星越町乙1871番2から 同市星越町乙1873番9まで	令和7年8月1日

○愛媛県告示第753号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年8月1日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
7中局建（開）第18号 令和7年7月23日	東温市北方字上砂甲2648番11	松山市北梅本町165番地5 北梅本宿舎1号-301号 玉 井 慎 太 郎

○愛媛県告示第754号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和7年8月1日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和7年7月23日

3 指定道路の位置

伊予郡砥部町高尾田28番の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 13.48メートル

(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第755号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	378号	西予市明浜町狩浜4番耕地1053番5地先から 同町狩浜3番耕地1674番1地先まで	旧	メートル 4.7～13.5	キロメートル 0.141	
		西予市明浜町狩浜4番耕地1053番5地先から 同町狩浜3番耕地1674番1地先まで	新	10.1～31.6	0.136	
県道	宇和高山線	西予市宇和町野田1011番4から 同町野田999番2まで	旧	22.5～40.5	0.174	
		西予市宇和町野田1011番9から 同町野田999番2まで	新	26.0～52.0	0.174	
〃	〃	西予市明浜町俵津10番耕地774番5から 同市宇和町山田4939番2まで	旧	8.7～22.8	0.880	
		西予市明浜町俵津10番耕地774番20から 同市宇和町山田4939番3まで	新	8.7～37.5	0.880	

○愛媛県告示第756号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	西予市明浜町狩浜4番耕地1053番5地先から 同町狩浜3番耕地1674番1地先まで	令和7年8月1日
県道	宇和高山線	西予市宇和町野田1011番9から 同町野田999番2まで	〃
〃	〃	西予市明浜町俵津10番耕地774番5から 同町俵津10番耕地774番5まで	〃

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

医療情報システムの借入れ（リース）

(2) 借入物品名及び数量

医療情報システム1式（使用に当たり必要な付帯装置、搬入、据付け、調整、設置、保守等1式を含む。）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書、同別記及び仕様書による。

(4) 借入期間

引渡日から起算して6年とし、原則として令和8年3月1日

から令和14年2月29日までとする。

(5) 借入場所

愛媛県立子ども療育センター

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始日前日までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていること。
- (3) 借入物品の搬入設置、必要な配管配線及び稼働調整を適確に実施し、かつ、機器調整や緊急時の修理対応が可能であること。
- (4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から開札の日において、知事が行う入札の参加資格を停止されていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県立子ども療育センター事務局
〒791-0212
愛媛県東温市田窪2135番地
電話 (089)955-5530

- (2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は令和7年9月10日(水)午後5時までに(1)に掲げる場所に郵送等(書留もしくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。

- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、公告日から令和7年8月29日(金)までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ(入札情報内の本件記事)から入手すること。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

公告日から令和7年8月29日(金)までの日(土、日曜及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 開札の日時及び場所

令和7年9月11日(木)午前11時
愛媛県立子ども療育センター1階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条の規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県立子ども療育センター所長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限

令和7年9月1日(月)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による取扱い

郵送等により提出する場合は、令和7年9月1日(月)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県立子ども療育センター所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書及び同別記による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Medical information system, 1 set
- (2) Time limit for submission of document for qualification confirmation: 5:00 p.m., 1 September 2025
- (3) Time limit of tender: 11:00 a.m., 11 September 2025
(Time limit of tender by registered mail: 5:00 p.m., 10 September 2025)
- (4) For further information, please contact: Secretariat, Ehime Rehabilitation Center for Children, 2135 Tanokubo, Toon, Ehime 791-0212 Japan
TEL (089) 955-5530

正 誤

○正 誤

令和7年7月11日付け第626号愛媛県告示第680号(土地改良区役員の就退任の届出)中

ページ	箇所	誤	正
547	表 就任氏名欄中 上から7行目	二 宮 一 郎	二 宮 一 朗